

## 板橋区保育施設等における事故検証委員会設置要綱

平成30年3月22日区長決定

### (目的)

第1条 板橋区の区域内の保育施設等における子どもの死亡事故及び重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）について、事実関係の把握を行い、重大事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、提言を行うことを目的として、板橋区保育施設等における事故検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。

### (所掌事務)

第3条 検証委員会は、第1条の目的を達成するため、板橋区長（以下「区長」という。）の諮問に対し、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 重大事故の経過に関すること。
- (2) 重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要と認められること。

### (構成)

第4条 検証委員会の委員は、保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者で構成し、区長が委嘱する。

2 委員の定数は、5名以内とする。

3 重大事故の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

### (委員の任期)

第5条 検証委員会の委員の任期は、委嘱の日から第3条の諮問に対する最終的な答申を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、検証委員会に属する委員が互選する。

3 委員長は、検証委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(召集等)

第7条 検証委員会は、委員長が召集する。ただし、委員長が選出されていないときは、区長が会議を招集する。

2 委員長は、必要に応じて検証委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

3 委員長は、委員定数の半数以上の出席がなければ検証委員会を開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 検証委員会は、個人情報保護の観点から、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 検証委員会の庶務は、子ども家庭部子育て支援施設課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附則

この要綱は、区長決定の日から施行する。